

石岡市地域防災計画(第8編 大規模火災対策編)

第1章 災害予防計画

第1章 災害予防計画

大規模な火事災害の発生を未然に防止するとともに、発災時の被害の軽減を図るため、関係機関は次の対策を講じるものとする。

第1節 災害に強いまちづくり

1 災害に強いまちの形成-----【石岡市(都市建設部), 石岡市消防本部】

市及び市消防本部は、延焼拡大の防止を図るため、建築物や公共施設の耐震・不燃化、避難路、避難地・緑地等の連携的な配置による延焼阻止延焼遮断帯の確保、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、災害に強い都市構造の形成を図るものとする。

また、高層建築物におけるヘリコプターの屋上緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努めるものとする。

2 火災に対する建築物の安全化

(1) 消防用設備等の整備及び維持管理-----【石岡市消防本部】

市消防本部は、多数の者が出入りする事業所等の高層建築物、病院及びホテル等の防火対象物に対して、消防法（昭和23年法律第186号）に基づく消防用設備等の設置を促進するとともに、保守点検の実施及び適正な維持管理を行うものとする。

(2) 建築物の防火管理体制

ア 石岡市消防本部の措置-----【石岡市消防本部】

市消防本部は、防火管理に関する講習会を開催し、多数の者が出入りする事業所等の高層建築物、病院及びホテル等の防火対象物について、防火管理者を適正に選任させるものとする。

イ 施設管理者の措置-----【施設管理者】

事業者は、選任した防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火通報及び避難訓練の実施等、防火管理上必要な業務を適正に行うことを求めるなど、防火管理体制の充実を図るものとする。

(3) 建築物の安全対策の推進-----【石岡市(都市建設部), 石岡市消防本部, 施設管理者】

市、市消防本部及び施設管理者は、高層建築物等について、避難経路、火気使用店舗等配置の適正化、防火区域の徹底などによる火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防災物品の使用、店舗等における火気の使用制限等火災安全対策の充実を図るものとする。

第1章 災害予防計画

第2節 大規模な火災防止のための情報の充実

1 大規模な火災防止のための情報の充実-----【水戸地方気象台】

水戸地方気象台は、大規模な火災防止のため、気象の状況の把握に努め、災害防止のための情報充実と適時・的確な情報発表に努めるものとする。市及び防災関係機関は、気象台の発表する情報を収集・把握し、火災防止に努めるものとする。

第1章 災害予防計画

第3節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 情報の収集・連絡-----【石岡市(総務部), 防災関係機関】

市をはじめとする防災関係機関は、災害応急対策の円滑な実施を図るため、それぞれの機関及び機関相互間において、情報の収集・連絡体制の整備を図るものとする。その際、夜間、休日の場合においても対応できる体制の整備を図るものとする。

なお、機動的な情報収集活動を行うため、車両をはじめとする情報収集手段を予め整備するとともに、緊急時には県のヘリコプター等を活用できる体制を整備するものとする。

(2) 情報の分析整理-----【石岡市(総務部), 石岡市消防本部】

市及び市消防本部は、平常時から防災関連情報の収集及び蓄積に努め、火災発生及び延焼拡大の危険性のある区域を把握の上、被害想定を作成し災害危険性の周知等に活かすものとする。市街地における火災延焼の危険性が高い区域及び避難先候補地位置図は資料編3-3を参照。

表 8-1-3-1 市街地火災延焼の危険性の高い区域

地域名	備考
石岡小学校区 (の一部)	国府1丁目～7丁目, 総社1丁目～2丁目, 府中1丁目～2丁目, 若宮1丁目～2丁目の一部
府中小学校区 (の一部)	府中3丁目～5丁目, 若宮3丁目～4丁目の一部, 若宮1丁目～2丁目の一部
東小学校区 (の一部)	東石岡1丁目, 2丁目, 4丁目, 5丁目, 旭台1丁目～3丁目の一部, 東光台4丁目, 5丁目の一部, 石岡の一部
南小学校区 (の一部)	東石岡3丁目, 東光台3丁目, 南台1丁目～4丁目
杉並小学校区 (の一部)	石岡, 石岡1丁目及び石岡2丁目の各一部

表 8-1-3-2 市街地火災延焼危険時の避難先候補地

番号	避難場所	グラウンド面積 (m ²)	避難施設	面積 (m ²)
1	石岡小学校	13,801	石岡小学校体育館	1,500
2	石岡第一高等学校	23,220	石岡第一高等学校体育館	2,399
3	府中小学校	13,109	府中小学校体育館	857
4	府中中学校	17,783	府中中学校体育館	991
5	石岡第二高等学校	16,592	石岡第二高等学校体育館	2,398
6	東小学校	14,228	東小学校体育館	857
7	石岡中学校	15,361	石岡中学校体育館	1,246
8	南小学校	17,572	南小学校体育館	589
9	石岡商業高等学校	43,000	石岡商業高等学校体育館	2,795
10	石岡市運動公園	105,064	石岡市運動公園体育館	5,936
11	杉並小学校	13,764	杉並小学校体育館	894

(3) 通信手段の確保-----【石岡市(都市建設部), 石岡市消防本部, 防災関係機関】

非常通信体制を含めた大規模な火事災害発生時における通信手段については, 第2編震災対策編第1章第1節第4「情報通信ネットワークの整備」に準ずるものとする。

2 災害応急体制の整備

(1) 職員の体制-----【石岡市(各部), 防災関係機関】

市をはじめとする防災関係機関は, それぞれの機関において, 職員の非常参集体制の整備を図るとともに, 必要に応じ応急体制のためのマニュアルを作成し, 活動手順, 使用する資機材や装備の使用方法の習熟を図るよう定期的に訓練を行うものとする。

(2) 防災関係機関相互の連携体制-----【石岡市(各部), 防災関係機関】

災害発生時には, 防災関係機関相互の連携体制が重要であることから, それぞれの機関は, 応急活動及び復旧活動に関し, 相互応援の協定を締結する等平常時より連携を強化しておくものとする。

なお, 市においては, 既に以下の協定を締結しており, 今後は, より具体的, 実践的なものとするよう連携体制の強化を図っていくものとする。

- ・「災害時等の相互応援に関する協定」(県下全市町村)
- ・「茨城県広域消防相互応援協定」(県下全消防本部)

3 救助・救急, 医療及び消火活動への備え

(1) 救助・救急活動への備え-----【石岡市消防本部】

市消防本部は, 災害時に迅速に応急活動が行えるよう, それぞれの防災機関の実情に応じ救急救助用資機材の整備に努めるものとする。

また, 市消防本部は, 県や自衛隊の資機材及び他消防署の資機材の保有状況等を相互に把握するとともに, 必要に応じ情報交換を行うよう努めるものとする。

(2) 医療活動への備え-----【石岡市(都市建設部, 子育て健康部), 茨城県, 医療関連機関】

災害時の迅速な医療活動実施のための事前対策については, 第2編震災対策編第1章第3節第4「医療救護活動への備え」に準ずるものとする。

(3) 消火活動への備え-----【石岡市消防本部】

市では, 茨城県南部を震源とする地震をはじめとする災害による被害のおそれがあるため, 同時多発火災及び消火栓の使用不能等に備え, 防火水槽の整備, 河川水等自然水利及びため池等指定消防水利の活用等により, 消防水利の多様化を図るとともに, 消防ポンプ自動車等消防用機械・資機

材の整備に努めるものとする。

4 緊急輸送活動への備え-----【石岡市(都市建設部, 総務部), 茨城県】

発災時の緊急輸送活動の効果的な実施のための事前対策としては, 第2編震災対策編第1章第3節第1「緊急輸送への備え」に準ずるほか, 次により実施するものとする。

市及び道路管理者, 県警察本部は, 信号機及び情報板等の道路交通関連施設について, 災害時の道路交通管理体制の整備に努めるものとする。

また, 市は, 警察と協力して, 発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について平常時から周知を図るものとする。

5 避難収容活動への備え-----【石岡市(総務部), 石岡市消防本部】

(1) 避難誘導

市及び市消防本部は, 避難場所・避難路を予め指定し, 住民への周知徹底に努めるものとし, 発災時の避難誘導に係る計画を作成し, 訓練を行うものとする。

(2) 避難場所

市及び市消防本部は, 都市公園, 公民館, 学校等公共施設等を対象に避難場所を指定し, 住民への周知徹底に努めるものとする。

6 被災者等への的確な情報伝達活動関係-----【石岡市(総務部), 石岡市消防本部】

市及び市消防本部は, 大規模な火事に関する情報を常に伝達できるよう, 県や報道機関との連携を図るものとする。

7 防災関係機関等の防災訓練の実施-----【石岡市(総務部), 石岡市消防本部】

市及び市消防本部は, 大規模災害を想定し, 住民参加により, より実践的な消火, 救助・救急等の訓練を実施するものとする。

第1章 災害予防計画

第4節 防災知識等の普及

- 1 防災知識の普及-----【石岡市(総務部), 石岡市消防本部】
市及び市消防本部は, 全国火災予防運動, 防災週間等を通じ, 各種広報媒体を活用することにより住民の防災知識の普及, 啓蒙を図るものとする。

- 2 防災関連設備等の普及-----【石岡市(総務部), 石岡市消防本部】
市及び市消防本部は, 住民等に対し, 住宅用防災機器等の普及に努めるものとする。

石岡市地域防災計画(第8編 大規模火災対策編)

第2章 災害応急対策計画

第2章 災害応急対策計画

第1節 発災直後の情報の収集・連絡

1 災害情報の収集・連絡-----【石岡市(総務部), 石岡市消防本部】

(1) 大規模な火事発生情報等の収集・連絡

市及び市消防本部は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。併せて、「火災・災害等即報要領」に基づき、消防庁に対しても覚知後30分以内で可能な限り早く報告するものとする。

(2) 大規模な火事災害情報の収集・連絡系統

大規模な火事災害情報の収集・連絡系統は次のとおりとする。

図 8-2-1-1 大規模火災時の連絡系統図

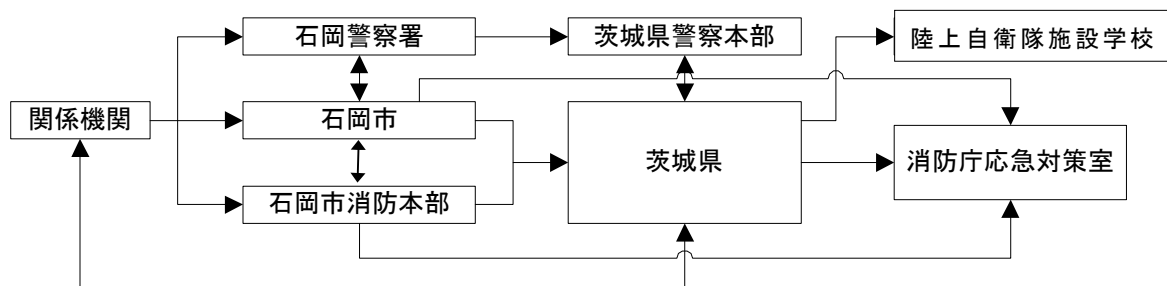


表 8-2-1-1 連絡先一覧

機関名	担当部署	電話番号(夜間・休日の場合)	
消 防 庁	応急対策室	03-5253-7527	宿直室 03-5253-7777
陸上自衛隊 施設学校	警備課長 (防衛班長)	029-274-3211 内線 234	駐屯地当直司令 内線302
警 察 本 部	警備課 地域課	029-301-0110 内線 5751 内線 3571	総合当直 029-301-0110

(3) 応急対策活動情報の連絡

市は、県へ応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するとともに、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を市町村に連絡する。

また、関係機関は、応急対策活動情報に関し、必要に応じて相互に情報交換を行うものとする。

2 通信手段の確保-----【石岡市(総務部), 防災関係機関, 電気通信事業者】

市をはじめとする防災関係機関は, 災害発生直後は, 直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

また, 電気通信事業者は, 防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

第2章 災害応急対策計画

第2節 活動体制の確立

1 石岡市の活動体制

(1) 職員の招集体制区分の基準及び内容

職員配備の決定基準は、大規模な火事災害の状況等により次のとおり定める。

表 8-2-2-2 活動体制区分

体制区分	基準	災害対策本部等の設置
警戒体制 (事前配備)	火災により多数の死傷者が発生する恐れのある場合、道路上での重大事故が発生した場合、又はその他の状況により総務部長が必要と認めた場合	災害対策連絡会議を設置する。
非常体制	火災により多数の死傷者が発生した場合、又はその他の状況により市長が必要と認めた場合	災害対策本部を設置する。

各体制の配備人員については、第2編第2章第1節第1「職員招集」に準ずる。

(2) 職員の招集体制の決定-----【石岡市(総務部)】

ア 警戒体制

火災の延焼情報、被害情報等に基づく市消防長の報告をもとに、総務部長が職員の招集体制区分の決定基準に基づき決定する。ただし緊急を要し、総務部長が不在かつ連絡不能の場合は、総務部次長が代行する。

また、総務部次長が不在かつ連絡不能の場合は、防災危機管理課長が代行する。

イ 非常体制

市消防長の報告をもとに、市長が状況を判断し、決定する。ただし、緊急を要し、市長が不在かつ連絡不能の場合は、副市長が代行する。また、副市長が不在かつ連絡不能の場合は、総務部長が代行する。

ウ 決定者

上記体制の決定者は次のとおりとする。

表 8-2-2-2 各体制の決定者

	決定者	代決者	
		1	2
警戒体制	総務部長	総務部次長	防災危機管理課長
非常体制	市長	副市長	総務部長

(3) 職員の動員-----【石岡市(各部)】

第2編震災対策編第2章第1節第1「職員招集」に準ずる。

(4) 災害対策本部等の設置基準等-----【石岡市(総務部)】

ア 災害対策連絡会議設置基準

- (ア) 火災により、多数の死傷者が発生する恐れがある場合
- (イ) その他総務部長が必要と認めた場合

イ 災害対策本部設置基準

- (ア) 大規模な火災により、多数の死傷者が発生した場合
- (イ) その他市長が必要と認めた場合

ウ 招集体制区分との対応

災害対策本部及び災害対策連絡会議の設置基準と招集体制区分との対応は第2編震災対策編第2章第1節第1の1「職員の招集体制区分の基準及び内容」に示したとおりである。

(5) 現地災害対策本部の設置-----【災害対策本部】

災害が局地的であり、かつ、特定の地域に著しい被害が生じたときは、より被災地に近い場所に現地災害対策本部を設置する。

ア 現地災害対策本部の組織

現地災害対策本部に、現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員及びその他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員及びその他の職員の内から災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

イ 現地災害対策本部の設置基準

- (ア) 災害が局地的なもので、災害対策本部から遠隔地の場合
- (イ) 被害が広域にわたる場合であっても、特定の地域に著しい被害が生じた場合

ウ 現地災害対策本部の分掌事務

- (ア) 現地の被害状況、復旧状況等の情報収集及び分析に関すること

(イ) 現地における災害応急対策の指揮・指令に関すること

(6) 災害対策本部等の組織，設置の決定及び本部の設置等-----【災害対策本部】

第2編震災対策編第2章第1節第2「災害対策本部」に準ずる。

2 県の活動体制-----【茨城県】

大規模火災発生時における県の活動体制は，茨城県地域防災計画を参照のこと。

3 広域的な応援体制-----【石岡市(総務部)，茨城県，隣接市町村，国，自衛隊】

市内において大規模な火事による災害が発生し，自己の施設及び人員等を活用してもなおかつ応急対策等が困難な場合は，第2編震災対策編第2章第3節第2「応援要請・受入体制の確保」に準じて，迅速・的確な応援要請の手続を行うとともに，受入体制の確保を図るものとする。

4 自衛隊の災害派遣-----【石岡市(総務部)，茨城県，自衛隊】

自衛隊の災害派遣の必要性を収集した被害情報等から判断し，必要と認められた場合は，第2編震災対策編第2章第3節第1「自衛隊派遣要請・受入体制の確保」に準じて要請するものとする。

第2章 災害応急対策計画

第3節 救助・救急、医療及び消火活動

- 1 救助・救急活動-----【石岡市(総務部)、石岡市消防本部】

市をはじめとする各防災関係機関は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、他の関係機関に応援を要請するものとする。
- 2 資機材等の調達等-----【石岡市消防本部】

活動に必要な資機材は、原則として当該活動を実施する機関が携行するものとする。
なお、必要に応じ、民間からの協力等により、効率的な救助・救急活動を行うものとする。
- 3 医療活動-----【石岡市(子育て健康部)、茨城県、医療関連機関】

発災時には、医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想されることから、第2編震災対策編第2章第4節第5「応急医療」に準じ、関係医療機関及び防災関係機関との密接な連携の下、医療救護活動を行うものとする。
また、被災者に対する心のケアを行う必要がある場合は、第2編震災対策編第2章第5節第2「避難生活の確保、健康管理」の心のケア対策に準じて実施するものとする。
- 4 消火活動-----【石岡市(総務部)、石岡市消防本部】

市及び市消防本部は、災害発生後速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。
また、市のみでは十分な消火活動が困難であると認めた場合は、市長は、県及び他市町村に対して応援を要請するものとする。

第2章 災害応急対策計画

第4節 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

1 交通の確保-----【石岡市(都市建設部), 道路管理者】

市及び他の道路管理者は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、交通状況を迅速に把握するものとする。

また、必要な場合は、緊急輸送を確保するため、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を県警察本部に対して要請するものとする。

交通規制にあたっては、関係機関は、相互に密接な連絡をとるものとする。

第2章 災害応急対策計画

第5節 避難収容活動

発災時において、石岡市が行う避難指示等については、第2編震災対策編第2章第4節第2「避難指示・誘導」に準ずるほか、次によるものとする。

1 避難誘導の実施-----【石岡市(総務部), 茨城県警察本部, 自衛隊】

市は、発災時には、避難場所・避難路及び災害危険箇所等の所在、災害の概要等情報の提供に努めながら、地域住民等の避難誘導を行うものとする。

2 避難場所-----【石岡市(総務部, 都市建設部)】

市は、発災時には、必要に応じ避難場所を開設するものとする。この際、避難場所における情報の伝達、食料、水等の配布及び清掃等については、避難者、民間防火組織等の協力を得て適切な運営管理を行うものとする。

3 避難行動要支援者への配慮-----【石岡市(総務部)】

市は、避難誘導及び避難場所において、高齢者及び障がい者等避難行動要支援者に十分配慮するものとする。

第2章 災害応急対策計画

第6節 施設及び設備の応急復旧活動

- 1 施設及び設備の応急復旧活動-----【石岡市(都市建設部), 各種施設管理者】
市及びその他の施設管理者は, それぞれの所管する施設及び設備の緊急点検を実施するとともに, 被害状況を把握し, ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行うものとする。

第2章 災害応急対策計画

第7節 関係者等への的確な情報伝達活動

1 情報伝達活動-----【石岡市(市長公室), 放送事業者, 通信社, 新聞社】

市は、火災の状況、安否情報、医療機関などの情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制等被害者の家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、放送事業者、通信社及び新聞社等の報道機関の協力を得て適切に提供するものとする。この際、聴覚障がい者に対する広報は、正確でわかりやすい文書や字幕付き放送、文字放送等によるものとする。

伝達項目を以下に示す。

- ・市及び関係機関の実施する応急対策の概要
- ・避難指示等の発令及び避難先の指示
- ・地域住民等への協力依頼
- ・その他必要な事項

2 関係者からの問い合わせに対する対応-----【石岡市(市長公室)】

市は、必要に応じ災害発生後、速やかに関係者からの問い合わせに対応する窓口設置、人員の配置等の体制整備に努めるものとする。

第2章 災害応急対策計画

第8節 防疫及び遺体の処理

1 防疫及び遺体の処理

-----【石岡市(総務部, 福祉部, 子育て健康部, 茨城県, 医療関連機関)】

発災時の防疫及び遺体の処理については, 第2編震災対策編第2章第7節第5「清掃・防疫・障害物の除去」及び同節第6「行方不明者等の搜索」に準じて実施するものとする。